

共通仕様書

〔業務委託編〕

令和7年10月 1日

令和8年 1月23日一部改定

令和8年 4月 1日一部改定

福島県土木部

総 則 の 運 用

第1102条、第1107条、第1108条関係

(1) 【第1102条 用語の定義】、【第1107条 管理技術者】及び【第1108条 照査技術者及び照査の実施】の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記①～⑨いずれかの項目に該当する技術者とする。

- ① 次の技術部門または選択科目に該当する技術士
 - ア 建設部門
 - イ 上下水道部門の〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕
 - ウ 農業部門の〔農業土木〕
 - エ 森林部門の〔森林土木〕
 - オ 水産部門の〔水産土木〕
 - カ 機械部門の〔加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械は除く〕
 - キ 電気電子部門
 - ク 応用理学部門の〔地質〕
 - ケ 衛生工学部門の〔廃棄物管理〕
 - コ 総合技術監理部門（選択科目を上記（ア～ケ）各部門の選択科目とするものに限る）
- ② ①で定める「技術士」以外で、土木設計に関する経験年数が10年以上の「技術士」
- ③ R C C Mの資格保有者
- ④ 「R C C Mの資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタント協会に備える「R C C M登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者
- ⑤ 国土交通省登録技術者資格に登録されている資格のうち、業務内容に応じた資格保有者
- ⑥ 学校教育法による大学卒業者で土木設計に関する経験年数が15年以上の技術者
- ⑦ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で土木設計に関する経験年数が17年以上の技術者
- ⑧ 土木設計に関する経験年数が20年以上の技術者
- ⑨ 民間資格活用促進に係る実施要領で定める民間資格保有者

(2) 【第1107条 管理技術者】及び【第1108条 照査技術者及び照査の実施】で定める資格要件を問わない土木設計業務は、次の表に掲載したものとする。

資格要件適用除外業務名			
補	完	業	務
積	算	業	務
電	算	業	務

第1108条関係

次の業務の照査においては、「詳細設計照査要領」（建設省大臣官房技術調査室 監修、社団法人東北建設協会 発行）を参考とすることができる。

業 務 名
1) 樋門・樋管詳細設計
2) 排水機場詳細設計
3) 築堤護岸詳細設計
4) 道路詳細設計（平面交差点、小構造物を含む）
5) 橋梁詳細設計（鋼橋、コンクリート橋）
6) 山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）
7) 共同溝詳細設計
8) 仮設構造物詳細設計

第1018条 成果物の提出

1. 受注者は、業務が完了したときは、第2002条、第3005条、第4005条又は第5002条に示す成果物を業務委託完了届（〔Ⅱ編〕様式-19）とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第1019条 関係法令及び条例等の遵守

1. 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
2. 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、以下の項目を実施し、その結果を発注者へ報告するものとする。
（1）当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守についての周知徹底。
3. 発注者は必要と認めるときは、受注者に対し関係法令及び条例等の遵守の状況について報告を求め、又検査をすることができる。

第1020条 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務委託完了届（〔Ⅱ編〕様式-19）を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。

第1021条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
（1）業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、協力者は、福島県工事等請負有資格業者である場合は、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加資格制限中であってはならない。

第1022条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1012条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第1023条 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

第1024条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の

(別表-1) 現場技術業務の内容及び区分表

内 容	監 督 員	受 注 者
1. 関係機関との調整業務		
(1) 関係機関との打合せ	◎	○
(2) 業務補助・資料作成	○	◎
2. 設計積算業務		
(1) 現地調査	○	◎
(2) 発注図面及び数量算出	○	◎
(3) 積算資料作成	○	◎
(4) 積算データ入力	○	◎
(5) 特記仕様書作成	○	◎
3. 監督に関する現場技術業務		
(1) 発注に必要な資料作成等		
1) 積算・実施設計書作成	◎	○
2) 起案・契約	◎	
(2) 工事等の監督		
1) 契約の履行の確保		
① 契約図書の内容の把握	◎	○
② 工事等打合せ	◎	○
③ 施工（業務）計画書（変更含む）の受理・内容の確認	◎	○
④ 施工（作業）体制の把握	◎	○
⑤ 指示、承諾、協議、通知及び提出、届出の受理	◎	○
⑥ 関連工事等との調整	◎	○
⑦ 工程把握及び工事等の促進指示	◎	○
⑧ 部分使用の同意手続き及び検査の立会い	◎	○
⑨ 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	◎	○
⑩ 変更設計資料等の確認	○	◎
⑪ 変更に必要な資料作成等	○	◎
⑫ 積算・変更設計書作成	◎	○
⑬ 工事内容変更通知	◎	
⑭ 工事等の中止及び中止に伴う工期の延長	◎	
⑮ 一般的な損害の調査	◎	◎
⑯ 不可抗力による損害の調査	◎	◎
⑰ 第三者に及ぼした損害の調査	◎	◎
⑱ 部分払請求出来高の確認	◎	○
⑲ 工事等の関係者に関する措置請求	◎	○
⑳ 契約解除に関する必要書類作成及び措置請求	◎	○

内 容	監 督 員	受 注 者
2) 工事の施工状況の立会・確認等		
① 事前調査等	○	◎
② 測量等	○	◎
③ 作業状況の把握	○	◎
④ 使用機械・使用材料の確認	○	◎
⑤ 施工（作業）状況の確認（段階確認含む）	○	◎
⑥ 建設副産物の適正処理状況等の把握	○	◎
⑦ 改善請求及び破壊に関する確認	◎	◎
⑧ 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	○	◎
⑨ 工事等の完成図書の審査・指導・助言	○	◎
⑩ 関係書類の整備	○	◎
3) 円滑な施工（作業）の確保		
① 地元対応	◎	○
② 関係機関との協議・調整	◎	○
4) そ の 他		
① 電子納品に関する協議、電子成果物の確認等	◎	○
② 現場発生品の処理	◎	○
③ 臨機の措置	◎	◎
④ 事故等に対する措置	◎	◎
⑤ 工事完成検査等の立会い	◎	○
⑥ 工事成績評定	◎	
4. 除染モニタリング業務		
(1) 市町村との除染計画調整に係る業務補助・資料作成	○	◎
(2) 除染作業前、除染作業後のモニタリング		◎
(3) モニタリング結果資料の整理		◎

受注者◎ } 受注者が主体性をもって実施した物を監督員がチェックする事項
 監督員○ }

受注者○ } 監督員が主として実施するが、この際、受注者は監督員の指示により補助作業を行う事項
 監督員◎ }

受注者◎ } 双方共、主体性をもって実施する事項
 監督員◎ }

受注者◎ } 受注者が主体性をもって実施する事項
 監督員 }

受注者 } 監督員が主体性をもって実施する事項
 監督員◎ }